

## 僧尼令成立の歴史的背景

田村, 圓澄

<https://doi.org/10.15017/2329459>

---

出版情報 : 史淵. 84, pp.71-91, 1961-03-25. 九州大学文学部  
バージョン :  
権利関係 :



# 僧尼令成立の歴史的背景

田村圓澄

一 はしがき

二 「私寺」と「官寺」

三 「仏法興隆」と「僧尼檢校」

四 結語

## 一、 は し が き

「僧綱」とは、僧尼の綱維を執ること、すなわち僧尼を統制し、また仏寺を管理するために設けられた僧官であり、中国においては、すでに南北朝時代に「僧正」「僧主」（南朝系統）や「沙門統」「僧統」（北朝系統）などの中央僧官が置かれ、僧尼の統撰に当たっていた<sup>①</sup>。ところで唐代になると、中央僧官は廃止され、代つて崇玄署の俗官による管理統制が行われることになる。すなわち仏寺内部の監督は各寺の三綱に委任されるが、しかしその上に地方州県の俗官があつて、各地方の全仏寺を統轄し、中央の崇玄署に連つていた（後に祠部に隸属するようになる）。従つて唐の道僧格には、「沙門統」「僧正」の称号はもちろん、「僧綱」などの中央僧官の規定はなかつたと考えられる<sup>②</sup>。

では、道僧格を底本として作られたわが僧尼令の「僧綱」は、中央僧官の意味を担つていたのであうか。

諸戸立雄氏の研究によれば、僧尼令の「自還俗条」「身死条」および「禪行条」の規定により、僧籍移動に関する僧綱

の所管範圍は、京師のみに限定せられていたことがあきらかである。すなわち仏教關係事務管理の中央官庁である玄蕃寮の隸下に、京師の僧尼を統監する僧綱と、地方諸國の僧尼を統監する国司が相い並んでいた。ところで他方、「任僧綱条」による限り、僧綱は徳行あつて能く衆僧を伏するに足る者が選ばれる例であり、いわば全僧尼の頂点に立つべき師表が求められていたことを知るのである。従つて前者のように、その所管範圍が京師のみに限られていたのとは異なり、後者では僧綱の中央僧官的性格を認めることができる。そして僧綱のもつこの二重の性格は、僧尼令制定当時、仏教教団の事情に基づき、従来の僧正以下の僧官の存在を無視することができず、むしろこれを残すのが至当であると判断せられた結果によるのである。<sup>3)</sup>

右は諸戸立雄氏の見解であるが、僧尼令に見られる僧綱の二重性格、すなわち全僧尼を対象とする榮譽的な地位と、地域的に局限せられた事実上の権限との矛盾の内部に、僧尼令制定以前の、僧官の変質過程が反映していると考えられる。筆者は、飛鳥仏教に関して、すでに若干の私見を發表した。すなわち仏教受容を推進した蘇我氏は、おのずから仏教興隆の中心勢力となり、蘇我氏の法興寺は族長たちによる数多の「私寺」の中心的位置を占め、また始めて法興寺に住した慧慈、慧聡の両僧は、「三宝の棟梁」の役割を果たした。蘇我氏に仏法興隆の主導権を独占せられた天皇側が、仏教に対して示した最初の対応は、推古天皇による強引な「僧尼檢校」であつた。そして僧尼檢校のための僧正・僧都の僧官任命権は、天皇側にあつたが、しかし、「官寺」をもたぬ天皇側は、法興寺が保持する權威と伝統を無視することができず、僧正には、觀勒・惠灌の法興寺の僧を補任するしかなかつた。<sup>4)</sup>

仏法興隆の主導権を、蘇我氏の掌中から天皇側に移行せしめるため、天皇の権力を象徴するに相應しい規模の「官寺」である百濟大寺の造営が、僧旻の建言によつて実施せられるが、しかし蘇我氏の崩壊は仏法興隆の主導権をめぐる蘇我氏と天皇側との主客の位置を一変せしめた。この新事態に対応して、中大兄らの改新政府は、改新勢力に結びつく当代第一

級の僧を中核とする「十師」を設置し、仏教統制の最高機関とした。かくして天皇側は、推古天皇が意図した「僧尼検査」の完全な施行に成功したのである。<sup>(5)</sup>

諸戸氏の所論に導かれた本稿において、右の私見を補足するとともに、とくに推古天皇の時代より大宝元年（七〇一）の僧尼令施行に至るまでの約一世紀間に視点を据え、僧尼令成立の背景を検討しようとした。独断妄説も少くないと思われるが、諸賢の叱正を仰ぐ次第である。<sup>(6)</sup>

註 ① 山崎宏『支那中世仏教の展開』第二部第一章「南北朝時代に於ける僧官の検討」

② 諸戸立雄「唐初に於ける仏教々団の統制」、『文化』一六の

六

③ 諸戸立雄「僧尼令に現われた僧綱について」、『秋大史学』

九

④ 拙稿「飛鳥仏教の歴史的評価」、『歴史学研究』二二二）拙稿「十師考」、『続日本紀研究』五の九）

⑥ 初期僧綱制を取り扱った研究として二葉憲香「日本に於ける僧綱制度の開始とその基盤」、『印度学仏教学研究』四の一）がある。

## 二、「私寺」と「官寺」

推古天皇三十二年（六二四）四月に、一僧が斧で祖父を殴つた事件があつた。祖父を殴つことよりも、その行為が僧によつてなされたことに、重大性があると認めた推古天皇は、大臣蘇我馬子を召し、悪逆僧の推問を命じた。かくして諸寺の僧尼が集められ、その結果、「悪逆僧および諸の尼」が処罰せられようとしたところ、百濟僧の觀勒が上表し、仏教が日本に伝えられてからまだ百年に満たず、従つて現在の僧尼は戒法に疎いため、たやすく悪行を犯しがちであること、しかし僧尼の大部分は、突然の推問に恐懼するのあまり、なすすべも知らない有様であるから、「仰ぎ願はくは、その悪逆者を除く以外の僧尼をば、悉に赦してな罪したまひそ」と申したので、推古天皇は觀勒の請願をそのまま認めた。

しかし、このことがあつて十日後に、僧尼檢校のための僧官として、「僧正」「僧都」を設けることが定められ、さらに数日後には、觀勒を僧正に、鞍部徳積を僧都に任じ、また阿曇連某(闕名)を法頭に任命した。かくして觀勒らにより、各寺院の「所造之縁」、また各僧尼の「入道之縁」「度之年月日」を調査するところがあつたが、その結果、寺の数は四六、僧は八一六人、尼は五六九人、僧尼あわせて一三八五人の多きに及ぶことがあきらかとなつた。

右は、『日本書紀』の記載によるのであるが、ここで数えられた四十六箇の寺は、すべて蘇我氏をはじめとする族長の「私寺」であり、天皇の建立にかかる「官寺」は、この時までにはまだ一寺も存在していなかつた。というのは、仏教が日本に伝来してから約一世紀の間、排仏派の大連物部氏と崇仏派の大蘇我氏との、父子にまたがる執拗な対立を前にして、欽明以後の歴代天皇は、仏教受容についての自己の態度を明白にしなかつたからである。

物部・蘇我両氏の相剋が、仏教受容の可否の問題に原因していたとは考えられない。むしろ大連・大臣としての政治上の反目・対立が根底にあつたであろう。しかし物部氏が蘇我氏を先頭とする仏教受容の最大最強の抵抗者であつた事実は見逃がすことができない。だから用明天皇二年(五八七)七月に、蘇我馬子によつて物部氏が打倒されたことは、「大臣」蘇我氏の権力を飛躍的に強化せしめたのみならず、蘇我氏を中核とする仏法興隆の針路をも決定づける結果となつた。

蘇我氏に対抗した唯一の豪族が、蘇我氏によつて滅亡せしめられたことは、仏法興隆の最大の障礙が完全に除去され、しかも、仏法興隆の主導権が蘇我氏によつて把握されたことを意味する。各族長にとつて、蘇我氏を支持することは同時に、仏教受容に踏み切ることであつた。かの飛鳥京に壮麗な姿を現わした法興寺(飛鳥寺)は、そのまま大臣蘇我氏の卓越した権力を象徴していた。各族長たちも、蘇我氏の法興寺にならい、自己の地位や財力に相応しい「私寺」を建立した。もちろん蘇我馬子は、族長による建堂造仏——「仏法興隆」——に対して、経済的にも、また技術的にも、指導・援助することを惜まなかつたであろう。事実、仏法興隆を推進する実力と実績とをもつていたのは、この時期では、ただ

蘇我氏のみであり、天皇は徒手傍觀のほかなかつたからである。推古三十二年紀に挙げられた四十六箇の寺は、このようにして建てられた（または建てられつつある）族長の私寺であるが、この数字が単なる机上の造作でないことは、考古学の実証的研究によつても裏づけられている。<sup>1)</sup>

仏教伝来当初から仏教受容の態度を表明し、反対派の妨害にもかかわらず、一貫してその態度を変えなかつた蘇我氏の側には、仏教を伝えた百濟側も、また日本の各族長たちも、卒直に承認せねばならぬ仏法の「外護者」としての伝統と実績があつた。しかし天皇と仏教との間には距離があつた。その距離は、すでに仏教伝来当初から明確であつたが、排仏派の物部氏の存在は、しばらくの間、天皇と仏教との距離感を不鮮明にし、かつこの点に関して、天皇を孤立においやることを防いだ。しかし物部氏の滅亡は、にわかには天皇と仏教との距離を明確にしたのみならず、そのまま天皇の孤立に結びついたのである。仏法興隆の主導権は、蘇我馬子一人の掌中に歸し、そして各族長層に仏教が受容せられるに従ひ、天皇の立ちおくれは一層あきらかとなつた。

天皇側に、仏法興隆に関する発言権を獲得しようとする——王権拡大の具体的内容の一部である——意図にも促され、聖徳太子が推古天皇の摂政に起用されたと考えられる。天皇およびその一族の中で、仏教に対して自主的な関心を示した最初の人は、聖徳太子だからである。しかし推古天皇と蘇我馬子との両者の間にはきまされた聖徳太子は、ただ両者の磨擦・衝突を回避することに終始し、仏法興隆の主導権を奪取するという推古天皇の期待にこたえることはできなかつた。<sup>2)</sup>

推古天皇が、仏法興隆の時流の中で、天皇としての公的な立場から、仏法興隆に寄与しうる機会は、四十年ちかい在位中、ついに見出しえなかつた。

もつとも右の見解について、異論がないわけではない。蘇我氏の法興寺が、蘇我氏の「私寺」であつたか、あるいは「官寺」であつたかの問題が残されて居り、もし後者であるとすれば、当然、推古天皇が仏法興隆に就いて公的に傍觀者

であつたとする右の私見に、検討が加えられねばならぬからである。

蘇我氏の法興寺が、官寺または官寺に准ずる大寺であつたとする見解は、日本仏教史家の定説であつたが、長沼賢海氏は、聖徳太子の時代の造寺・造仏が、個人の営作にかかり、いまだ国家的色彩が明瞭でない点を指摘し、仏寺の国営化・官治化が大化改新を契機として具体化されたことを論じられた。たとえば、推古天皇十三年紀の、「天皇詔ニ皇太子大臣及諸王諸臣、共同發誓願、以始造銅繡丈六仏像各一軀」(この丈六銅像は翌推古十四年に「元興寺金堂」に安置された)の記事について、「此の事恰かも国家的事業の如くに見られるが、実は蘇我氏の私事なることを孝徳紀(大化元年八月の仏教興隆の詔勅)に拠て判断せざるを得ない」と述べられている。

これとは逆に、はじめ蘇我氏の「私寺」として造立された法興寺が、途中で推古天皇や聖徳太子がその造営に参加することにより、ついに「官寺」に転移したことを主張されたのは家永三郎博士である。家永博士は、前記の推古十三年・十四年紀の記事に基づき、「翌十四年四月造像完成するや、丈六銅像は法興寺の本尊として其金堂に坐ゑられ、五月造仏の功勞者たる鞍作鳥に大仁の冠位が授けられたと云ふ。蘇我氏の私寺として造立された法興寺は今や天皇御願の本尊を安置する勅願寺と變じたのである」と説かれている。

法興寺が、推古天皇の時代を通じて、蘇我氏の「私寺」とどまつたか、あるいは「官寺」に転移したかの問題は、さして重要でないかのように思われ易いが、しかし、この時期の法興寺の性格は、そのまま当時の仏教の性格、とくに国家との対応關係を規定して居ると考えられ、従つてその後の日本仏教の進路にも深い関連をもつて来る。現に、法興寺の官寺転移説を採られる家永博士の立論から、「またそのこと(法興寺の官寺転移)は仏教興隆の中心的支持力が蘇我氏より皇室の手に移つたことを示すものであり、これよりして皇室の先導下に仏教興隆運動は其の輝かしき出発を開始することとなつた」との帰結が導かれて来るのである。

家永博士が、法興寺の官寺移転を実証するために挙げられた論拠の内、第一は、前掲の推古十三年の銅・繡丈六仏像造頭の詔勅、および同十四年条に載せる右仏像完成の記事である。前者の詔勅については、既述のように長沼氏は、大化元年八月の仏教興隆の詔勅の中で、「小墾田宮御宇天皇（推古）の世に、馬子宿禰天皇の奉為に丈六繡像・丈六銅像を造り、仏教を頭はし揚げて、僧尼を恭み敬ふ」とあるのを例証して、国家的事業のように見なされやすいが、実は蘇我氏の私事であると断ぜられた。また後者の記事については、完成した丈六仏像が「元興寺全堂」に安置されて居り、家永博士は、この「元興寺」を蘇我氏の「法興寺」と同一視されたが、しかし、ここに問題があるように思われる。

日本書紀記載 法興・元興・飛鳥寺名一覽

西紀	年	月	法興寺	元興寺	飛鳥寺	書紀記載当該建築物名
五八七	崇峻天皇即位前紀	七月	○			
五八八	崇峻天皇	元年	○			
五九二	同	五年十月	○			「仏堂」「歩廊」
五九三	推古天皇元年	正月	○			
五九六	同	四年十一月	○			
六〇六	同	十四年四月		○		「金堂」
六〇九	同	十七年四月		○		
六四四	皇極天皇三年	正月	○			
〃	同	年六月	○			
六四五	同	四年六月	○			
〃	孝德天皇即位前紀	六月	○			「仏殿」「塔」
六五七	齐明天皇三年	七月			○	

六七一	天智天皇十年十月	○	
六七二	天武天皇元年六月	○	
六七七	同 六年二月	○	
〃	同 年八月	○	〔南門〕
六八〇	同 九年四月	○	
〃	同 年七月	○	
六八一	同 十年九月	○	
六八二	同 十一年七月	○	
六八四	同 十三年四月	○	
六八五	同 十四年五月	○	
〃	同 年九月	○	
六八六	朱 鳥 元年六月	○	
〃	持統天皇即位前紀 十二月	○	
六八八	持統天皇二年十二月	○	

というのは、別表「日本書紀記載法興・元興・飛鳥寺名一覽」であきらかなように、『書紀』の記事の中で「法興寺」の名称が現われるのは、崇峻天皇即位前紀（五八七）から天智天皇十年（六七二）に至る約一世紀の間であり、十回を数えるが、「元興寺」の名称は、推古天皇十四年（六〇六）条と、同十七年（六〇九）条の二回にすぎない。「法興寺」と「元興寺」とが別箇の寺か、あるいは同寺の異名にすぎぬか、については、平子鐸嶺氏や喜田貞吉博士以来論議されてきているところであるが、推古十四年四月条の「元興寺」が、蘇我氏の「法興寺」を指すことについては、異論はないであろう。問題はむしろ、このときに限って、なぜ「法興寺」とあるべきを「元興寺」にしたか、にかかっている。私見によれば、

法興寺と推古天皇・聖徳太子との結縁關係を設定する意図に基づき、かか結縁關係を敘述する縁起（伝承）の一部が、推古十三・十四年条に編入されたのではなからうか。<sup>(8)</sup>「元興寺」の名称は、「法興寺」の名称で一貫する『書紀』の当該記事の中において異様であるのみならず、「元興寺」に付帯する推古天皇との結縁關係も、異様なように考えられる。法興寺創立の事実を物語るのは、「元興寺伽藍縁起并流記資財帳」に載せる「露盤銘」（後半）である。福山敏男博士は、「露盤銘の後半は恐らく当初から飛鳥寺の塔の露盤に刻まれた銘文であつたらしく、それが推古朝に書かれたものであるらしい」と指摘し、また、「この文（露盤銘の後半）が作られた頃には、飛鳥寺は蘇我のウマコの発願になるものであると信ぜられてゐたことが知られると共に、推古天皇がこれに關与されたとは考へられてゐなかつたことが知られやう」と述べられてゐる。<sup>(9)</sup>

家永博士が挙げられる論拠の第二は、天武天皇九年四月、諸寺官治の範圍および食封の年限を定めた詔である。すなわち、「飛鳥寺は司の治に關る可からず、然れども元より大寺と爲て、官司恒に治めき、復た嘗て有功たり、是を以て猶ほ官治の例に入れよ」とあるが、家永博士は、「この詔詞の示す如き法興寺の曖昧な性格も、寺の造営の半途に於て私寺から官寺へ轉移したことを前提とするならば容易に理解せられるであらう」として、法興寺の官寺轉移説の論拠とされている。しかし、「元為三<sup>二</sup>大寺<sup>一</sup>而官司恒治」とあるのは、実は、蘇我氏滅亡後、すなわち大化改新以降の法興寺の実状を示して居り、「飛鳥寺、不可<sup>レ</sup>關<sup>三</sup>官司治<sup>二</sup>」という事実こそ、法興寺（飛鳥寺）が本来、蘇我氏の「私寺」であつたことを語るものといえよう。

第三に、皇極天皇四年紀の蘇我入鹿誅滅の条で、「中大兄即ち法興寺に入り、城と爲して備ふ」という史実に注目し、「既に皇極朝以前にあつて法興寺が官寺化してゐた実状を示すのである。若し法興寺が蘇我氏の寺であつて皇室の寺でなかつたとしたならば、この様な事情は考へることさへ出来まいではないか」と結ばれている。しかしこの事實は、かえつ

て法興寺が蘇我氏の「私寺」であつたことを裏書きしているとも見られよう。なぜなら、中大兄が機先を制して、蘇我氏の権威と権力の象徴である法興寺を占拠したことは、蘇我氏側に致命的な精神的動搖を与える結果となり、このため蘇我氏側は最後の反撃を断念せざるをえなくなつたからである。なお蘇我氏の後見によつて皇太子の地位を保持していた古人大兄（蝦夷の甥、入鹿の従弟にあたる）が、蘇我氏の没落によつて孤立し、ついに出家することを決意して、「自ら法興寺の仏殿と塔との間に詣まして髻髪を剔除りて袈裟を披著」た劇的な光景は、法興寺が、この時期においてもなお蘇我氏の「私寺」であつた事実を、端的に物語るものである。いずれにしても法興寺が、蘇我氏の「私寺」であつたこと、そして推古天皇の時代に、官寺に転移したのではないことは、あきらかであろう。

思うに推古天皇による天降りのな仏教統制——「僧尼檢校」——も、「仏法興隆」の中心をなす法興寺の僧の存在を無視しては、実行に移すことができなかった。「三宝の棟梁」と称された慧慈・慧聡の地位は、いわば族長の「私寺」に君臨する法興寺——ここで僧の出家得度が行はれていた——のように、寺々の僧尼の首座にあることを示していた。いうまでもなく慧慈・慧聡の地位を襲つた觀勒が僧正に任じたのは、觀勒が法興寺の僧であつたからである。

推古天皇の強引な「僧尼檢校」の施行にもかかわらず、法興寺の地位と伝統は、動搖を蒙ることがなかった。「仏法興隆」は「僧尼檢校」に優位し、しかも、いずれも法興寺の「僧正」が中心的役割を果たした。そしてその法興寺の背後には、あたかも法興寺が族長の寺々を統率するように、その族長を支配統率する大臣の蘇我氏があつたのである。

註① 石田茂作『飛鳥時代寺院址の研究』

② 拙稿「聖徳太子の苦惱」（『国史論集』所収）

③ 「推古天皇」十三年四月に至りて勅願を以て、銅繡の丈六釈迦佛像各一体の造立を図り給う……十四年四月仏誕の日を期して大いに齋会を設けて開眼供養を修し給ひ……」（村

上專精『日本仏教史綱』）。「法興寺は」固より蘇我氏の私寺に過ぎざるが如しと雖、其の初めは半ば官寺として目せられたるもの如く……勅願の大寺未だ存せざりし時にありては、大寺に準ぜられしものと見え、飛鳥大寺と呼ばれ」（境野黄洋『日本仏教小史』）。「推古」十三年に至り天皇の御誓

願によつて銅繡丈六の仏像各一軀が造られた……法興寺の完成が国家的事業であつたことが察せられる(橋川正『概説日本仏教史』)。「該寺(法興寺)は馬子が守屋討伐の際、その創立を誓ひたるものなりといへども、単に蘇我氏の私寺に非ずして、官寺に準じて建てられたるものならん」(山田文昭『日本仏教史之研究』)

④ 長沼賢海「仏法即王法觀」(『日本文化史の研究』所収)

⑤ 家永三郎『上代仏教思想史研究』一四六頁以下。

⑥ 藪田嘉一郎氏によれば、元興寺は飛鳥の法興寺に対抗して元正天皇の靈龜二年に新京に建立せられた寺であり、従つて「元興寺」の寺名は、それ以前にはありえなかつた。『日本書紀』の「法興寺」に関する記事は、醍醐本諸寺縁起集に収める「元興寺縁起」の藍本である「法興寺縁起」から取られたが、しかし「元興寺縁起」に出ている説話からも採用された。「例えばかの元興寺金堂に丈六仏像を居えたとときの仏工鞍作鳥の奇巧の説話のごときはこれであると思われる(この説話は天平十九年作という元興寺縁起に載つていないが、これはこの縁起が流記資財帳の前附で、その前附にかうよう按配したためで、この場合、右の説話は不必要として載せな

### 三 「法興寺」と「僧尼檢校」

推古天皇のあとを継いだ舒明天皇は、二十余年間の唐留学を終えて帰朝した僧旻の建言に基づき、飛鳥の北西約十キロの百濟川のほとり、百濟宮とあい並ぶ場所に、日本最初の「官寺」である百濟大寺の造営を始めた。そしてこの工事は、

かつたのであろう)。このようにして日本書紀には同寺のこととが法興元興両寺名によつて記されているので読者を昏迷させること甚しい」(『法興寺と元興寺』『続日本紀研究』三の一一)

⑦ 福山敏男「飛鳥寺の創立に関する研究」(『史学雑誌』四五の一一〇)

⑧ 法興寺が「官寺」でなくして蘇我氏の「私寺」であることを説いたのは、前記の長沼・福山両氏の論文のほかに、二葉憲香「古代国家と仏教との結合」(『龍谷大学論集』三五〇)がある。なお坂本太郎博士は「(法興寺は)崇峻天皇のとき……蘇我氏の発願によつて始められたものである……ところが推古朝になると、法興寺にも皇室の力が強く及んだ」と述べ、蘇我馬子の善徳の法興寺司任命、推古十三年の銅・繡丈六仏の造頭を例証して、「こうなれば、法興寺は明らかに蘇我氏の私寺ではなく、天皇をいたかく全国民の誓願をこめた国家的寺院である性格を固めたのである」と記されている(『日本全史』2古代1)。また辻善之助博士の『日本仏教史』上世篇では法興寺(飛鳥寺)の創立については何ら言及されていない。

次の皇極天皇の時代にまでもちこされた。

仏法の「外護者」と「統制者」との役割を一挙に天皇の掌中に収めるには、ただ「官寺」の建立のみでは不可能なことがあきらかとなつた。すでに百済大寺の造営ですら、「大臣」蘇我蝦夷の援助なくしては遂行しえなかつたからである。

中大兄や中臣鎌足らによる蘇我氏打倒のクーデターが、中大兄個人の王権獲得の願望に支えられたものか、あるいは、事前に企画されたいわゆる「改新」のプログラムの中に含まれていたか、については若干の問題があるであろう。<sup>(2)</sup>しかし中大兄や中臣鎌足はもともと「仏法興隆」について、なんらの関心ないし実績をももちあはなかつた。蘇我氏が仏法興隆の主導権を把握している段階においては、仏教に対する意識的な自己疎外が見られたからである。しかし、蘇我氏が滅亡すると、仏教に対する「統制者」の役割が、おのずから改新政府の掌中にころがりこんだ。のみならず中大兄ら改新政府の首脳たちは、政策的にも、仏法の「外護者」であることに冷淡を装うことはできなかつた。

蘇我氏滅亡後二ヶ月目にあたる八月五日の東国国司任命、および国司に対する下詔は、改新政府によるはじめての具体的施策として注目せられるところであるが、その三日後に、僧尼に対して詔が出された。その中で、蘇我氏の仏法興隆の事績を称讃した後、今や蘇我氏に代り、天皇自身が、仏法の「外護者」の地位に立つことを宣言し、諸寺に「驗<sup>ニ</sup>僧尼奴婢田畝之美<sup>ニ</sup>」の任務をもつ寺主などを任命配置すると共に、さらに「教<sup>ニ</sup>導衆僧<sup>ニ</sup>」の重責を担う十師を任命した。とにかく蘇我氏の没落により、僧尼統制の主導権は、法興寺の「僧正」から「十師」に移行することとなつた。<sup>(3)</sup>

思うに、中大兄らのクーデターによつて蘇我氏が滅亡する直前まで、法興寺を中心とする多くの寺の僧尼は、親蘇我氏的な立場にあつた。仏教伝来以降、仏法興隆について積極的であつた蘇我氏は、法興寺を擁することにより、諸寺の僧尼から支持される結果となつたが、一方、仏教受容に大幅な立ちおくれを示す天皇側が、仏教に対して好意的であるとは、受けとれなかつたであろう。もちろん舒明天皇による百済大寺造営は、仏法興隆についての天皇側の積極的な熱意を表明

する点で、かなりの効果はあつたであらうが、しかし、蘇我氏打倒のクーデターを強行した中大兄や中臣鎌足が、仏法興隆について何らの実績をも持たず、いや、かれらこそ仏教の外護者を打倒した張本であることは、法興寺をはじめとする諸寺の僧尼に深く印象づけられた。

改新政府が、蘇我氏打倒後半年たらずで、飛鳥の京を棄て難波に遷つた理由の一つとして、法興寺に結集する飛鳥の諸寺の僧尼の向背が指摘されるのではなからうか。

さて、孝徳天皇の在位十年間、都は摂津の難波に置かれた。斉明天皇の在位七年間は、おおむね飛鳥に都があつたが、次の天智天皇では、前半の六年間が飛鳥に、後半の五年間が近江の天津に都が置かれた。難波の四天王寺は孝徳天皇の、また近江の崇福寺は天智天皇の「官寺」であつたが、しかしこの両寺が、とくに政府による仏教統制——「僧尼檢校」——と関係があつたとは考えられない。当時の寺の大部分は、大和地方に集中して居り、そして蘇我氏はすでに滅亡していたが、かの法興寺は、依然として諸寺の首座の地位を占めていた。

都を飛鳥に求めるならば、法興寺に優越する「官寺」を、飛鳥の京内に建立することが課題となるであらう。

法興寺が、かつて大臣蘇我氏の権力の象徴であつたように、天皇の権力の象徴としての大寺が、法興寺に接した場所で、しかも法興寺を庄する規模を誇せねばならなかつた。近江朝廷軍を撃破した大海人皇子、すなわち天武天皇は、飛鳥浄御原宮に遷つて一年後に、造高市大寺司を任命し、本格的な「官寺」の創建に着手した。

書紀天武二年十二月条に、「戊戌、以<sub>レ</sub>小紫美濃王、小錦下紀臣訶多麻呂、拜<sub>レ</sub>造高市大寺司<sub>ト</sub>（今大官大寺是）、時知事福林僧由<sub>レ</sub>老辞<sub>ニ</sub>知事、然不<sub>レ</sub>聽焉、戊申、以<sub>ニ</sub>義成僧<sub>一</sub>為<sub>ニ</sub>小僧都<sub>一</sub>、是日、更加<sub>ニ</sub>佐官二僧<sub>一</sub>、其有<sub>ニ</sub>四佐官<sub>一</sub>始起<sub>ニ</sub>于此時<sub>一</sub>也」とある。これにより、十二月十七日に美濃王と紀臣訶多麻呂が造高市大寺司に任じたこと、また同日、高市大寺の知事であつた福林が、辞任を申出たが聴されなかつたことが知られる。ところが同月二十七日に、義成が少僧都に任じ、

同日、佐官の二僧が加えられ、ここに四佐官となつた。

ここで義成の名前が記されたのは、かれが新しい僧官の「少僧都」に任じたからである。しかし義成が、どの寺の僧であつたかは明らかでない。「佐官」については、『令義解』に「謂僧綱之録事也」とあることから、『書紀通証』は、「有四佐官」を、「高市大寺に就いて言う」と解している。思うに、これまで慣例的に法興寺の住僧によつて占められていた僧正・僧都の僧官の外に、とくに高市大寺の義成が、新設の少僧都に任じ、これを輔佐する佐官が増員されて、四佐官となつたのであろう。高市大寺は、やがて大官大寺と改められるが、この新しい寺名も、「僧尼檢校」の実務を執る「少僧都」義成が住していたこと、すなわち、この官寺に付与されていた「僧綱所」としての実質的機能を示すに足るものであつた。

ここで注目されるのは、『書紀』において、天武天皇の時代以降、「法興寺」の寺名が「飛鳥寺」に変わつてゐることである（『日本書紀記載法興・元興・飛鳥寺名一覽』参照）。天武天皇八年四月条に、「詔して曰く、諸の食封有る寺の所由を商量りて、加ふべきは加へ、除む可きは除めよ、是の日、諸寺の名を定む」とあるが、福山敏男博士は、「是日定<sub>二</sub>諸寺名<sub>一</sub>也」を、菩提寺・広隆寺・浄土寺などの漢国の名称に統一したことであると解された。すなわち上代の寺院は、当初は飛鳥の寺・豊浦の寺・橘の寺・山田の寺などと、その所在地名によつて呼ばれるのが通例であつたが、天武天皇八年四月に至り、「高市の大寺」を改めて「大官大寺」の号をつけ、また「飛鳥寺」を「元興寺」に変えるなど、唐風の寺名が与えられた。従つて、『書紀』天智天皇十年以前に見える「法興寺」（または「大法興寺」）の称は、直接その当時の記録に拠つたのではなく、後世の編纂になる記録によつたもの、及び後世の記録に拠りつつも、『書紀』の編纂者が書き換えたものであろうとされている。<sup>(1)</sup>

『書紀』の記載について見られる限り、「法興寺」の名称が用いられているのは、天智天皇十年（六七一）が下限であ

り、天武天皇元年（六七三）以降、「飛鳥寺」の称号が用いられている（斉明天皇三年（六五七）七月条に、「作<sub>二</sub>須弥山像於飛鳥寺西<sub>一</sub>、且設<sub>二</sub>孟蘭盆會<sub>一</sub>」とあるのが唯一の例外である）。

しかし、「飛鳥寺」の公称は、『書紀』の記述どおり、天武天皇の時にはじまり、それ以前は、「法興寺」と呼ばれていたのではなからうか。「法興寺」の称号は、仏法興隆の中心的役割を果たして来たこの寺に、いかにも相応しいとしなくてはならない。それは蘇我氏の「私寺」であること以上に、まさに日本仏教そのものの興隆の中心であつた歴史的事実に裏づけされている。

法興寺の寺名は、恐らく竣工直後の法興寺に住した慧慈・慧聡などの法興寺の僧によつてつけられ、従つて、百濟や高句麗または隋などの仏寺名と同様、仏典に依拠された漢風のものであつたであろう。日本最初の本格的な大伽藍であるこの寺が、みずから「飛鳥寺」と号したとは思われない。

しかし、法興寺にならつた族長たちの「私寺」が、飛鳥を中心として各地に建てられて行くとき、その所在地名を冠した寺名が、いつしか通名になつたことも疑いえない。とくに漢字に習熟せぬ一般の人々は、その所在地名によつて、寺々を呼び分けたであろう。かくして正式な寺名としての「法興寺」のほかに、通称としての「飛鳥寺」が用いられていた。

では、天武天皇の代を境とする「法興寺」と「飛鳥寺」との寺名の変化は、如何に解すべきであらうか。——思うに、仏法興隆の中心的役割を、過去および現在にまで一貫して果たしている法興寺に対抗して、天武天皇による「官寺」が建てられたとき、まずその寺名が問題になつたであろう。結局それは、その都が置かれた「郡」名に因んで「高市大寺」と決定したが、このとき、「法興寺」は、通名の「飛鳥寺」を正式に名乗ることに改められたのではなからうか。いうまでもなく、「飛鳥」は「高市」郡の一部に外ならず、従つて、高市の「大寺」に比し、かつての法興寺は、わずかに飛鳥の「寺」にすぎなくなつたが、この事実こそ、法興寺に優位する高市大寺建立の眼目であつた。天武天皇八年、恒例の灌仏

会を数日後にひかえた四月五日に、「諸寺の名を定」めたのは、飛鳥を中心とする諸寺の名が最終的に決定せられたこと、そしてとくに「高市大寺」の寺名がさらに「大官大寺」と改められたことを意味する。事実これ以後、「高市大寺」の名称は消え、代つて「大官大寺」の名称が現れるのみならず、たとえば、「為天皇不豫之、三日誦經於大官大寺、川原寺、飛鳥寺」(天武天皇十四年九月条)とあるように、天武天皇の大官大寺は、公式の序列において、つねに諸寺の中の第一位の席を占めることになる。つまり法興寺は、「仏法興隆」と「僧尼檢校」の中心であるが故に保持して来た首座の位置を、天武天皇の時代になつて、「僧尼檢校」のための管理機関にすぎぬ大官大寺に譲り渡し、「仏法興隆」に結びつく榮譽的な地位のみを保持することになつたといえよう。

しかし、たとえ寺名において、斑鳩の寺・山田の寺などと同格の、飛鳥の寺になつたとはいへ、法興寺が有する歴史的な権威と伝統は、容易に消滅する筈のものではなかつた。天智天皇十年(六七一)十月に天皇の病氣が革つたとき、袞裳・金鉢・象牙・沈水香・梅檀香やもうもろの珍財を、法興寺の仏に奉つたことがあるが、天武天皇六年(六七八)八月十五日には、飛鳥寺に齋会を設けて一切経を読ましめ、かつ天皇みずから寺の南門に行幸して三宝を礼した。また天武天皇九年(六八一)四月に、国の大寺を除く自余の寺について、官司の管理を停止し、かつ寺の食封も三十年を限度として収公する勅を出したが、しかし飛鳥寺だけには、特例が認められた。すなわち、「以為ふに、飛鳥寺は、司の治に關る可からず、然れども元より大寺と為て、官司恒に治めき、復た嘗て有功たり、是を以て猶ほ官治の例に入れよ」として官寺に准じた扱いを受けている。天武天皇九年七月、飛鳥寺の弘聰が寂したとき、天武天皇は、大津皇子・高市皇子を遣して弔問せしめた。

天武天皇十二年(六八四)三月に、僧正・僧都・律師が任せられ、「統<sub>二</sub>領僧尼<sub>一</sub>」することを命ぜられた。孝徳天皇大化元年(六四五)の十師の任命以来、全く見えなかつた僧官補任の記事が、再びここにあらわれたのである。ところで、

このとき任命された僧正・僧都・律師の名は未詳であるが、ただこれらの僧は飛鳥寺（法興寺）に住していたと推定される。というのは、朱鳥元年（六八六）六月の天皇不予により飛鳥寺に祈願せしむる条に、「遣伊勢王及官人等於飛鳥寺、勅衆僧曰、近者朕身不和、願頼三宝之威、以身体欲得安和、是以僧正僧都及衆僧應誓願、則奉珍宝於三宝」とあることにより、飛鳥寺の衆僧の中に、僧正・僧都が含まれていたことを知るのである。<sup>6)</sup>

「統領僧尼」は僧正以下の僧官に相応しい任務であるが、しかし、僧正・僧都が居住する法興寺と、僧尼統制の事務局としての大官大寺とは、場所を異にするのみでなく、上下に距てられていた。そして「三宝の棟梁」としての僧正・僧都の職が、仏法興隆の伝統をもつ法興寺（飛鳥寺）の僧の保持するところであるにもかかわらず、大官大寺の存在は、僧正・僧都の職を、榮譽的なものたらしめたと考えられる。

ところで同じ朱鳥元年正月条の、「請三綱律師、及大官大寺知事佐官、并九僧、以俗供養一養之」とある「三綱」を、いかに解すべきであろうか。三綱は、『令義解』にいうように、上座・寺主・都維那の三者を指し、寺内の衆僧を統領するため、各大寺に置かれた僧官である。では右の「三綱律師及大官大寺知事佐官并九僧」、および同年六月条にある「三綱律師及四寺和上、知事、并現有師位僧」の「三綱」は、各寺の「上座・寺主・都維那」を指すのであるか。もしこのような意味での「三綱」がすでに成立しているとすれば、右の条で「三綱」が、「律師」の上位に記されているのは解し難い。いうまでもなく「三綱」は、律師を含む「僧綱」の下部機関だからである。

『書紀』を通じて、右の二個所にしか現れない「三綱」は、僧正・僧都・少僧都の三者を指すのではなからうか。僧正・僧都の職は、律師のそれを含めて、すでに前々年の天武天皇十二年に補任されている。そして小僧都の職は、この十年前に、造高市大寺司の任命につづいて、義成が補任されているのである。律師を除く上位の僧官は、朱鳥三年現在、僧正・僧都・少僧都の三者しかない。この三つの僧官を総称して「三綱」と呼び、そしてこの下に「律師」を加えて、「三綱

「律師」と記したのではなからうか。律師をも含めて「僧綱」と呼ぶ制度は、あたかも上座・寺主・都維那の三者を「三綱」と呼ぶ制度と同様、この時期にはまだ成立していなかったと思われる。

三綱の内、僧正・僧都の職は、従来の慣例に従つて、飛鳥寺（法興寺）の僧によつて占められた。たとえ寺名は「飛鳥の寺」と改められたとしても、法興寺が依然として、「仏法興隆」の伝統を荷負していることに変わりはなかつたのである。

註① 田村吉永氏は、百濟大寺の所在地を、飛鳥附近に求められている（同氏「百濟大寺と高市大寺」『南都仏教』八所載）

② 拙稿「大化改新覚書」（『九州史学』一五）

③ 『書紀』の十師の記事は、大化元年八月条の初見の外に、孝徳天皇白雉二年三月条の、十師等が丈六繡像を開眼した記事の二つだけである。

④ 福山敏男「飛鳥寺の創立に関する研究」（『史学雑誌』四五の一〇）。なお辻善之助博士は「定諸寺名」を、特別待遇を受ける寺を決めた意に解される（『日本仏教史』上世篇）。

⑤ 文武天皇元年七月条に「高市郡大領高市県主許梅」とある。なお田村吉永氏は神護景雲元年十二月一日の大安寺寺田

施入の太政官符（『類聚三代格』一五）に「在高市郡高市里專古寺地西辺」とあることを例証して、「高市大寺の寺名は高市里に存する勸願寺たるの故をもつてである」と論じられているが（『高市大寺と大官大寺と大安寺の寺名について』『続日本紀研究』六の九）、米沢康氏は高市大寺を「郡名寺院」とされている（『郡名寺院について』『大谷史学』六〇）。

⑥ 『扶桑略記』によれば、文武天皇二年に智蔵が僧正に任じた。智蔵は福亮の在俗の時の子であるが、福亮が法興寺の僧であつたことから推して、智蔵も法興寺の僧であつたかも知れない。なお智蔵が僧正を拜したのは、七三才の時であつた（『懷風藻』）。

#### 四、結 語

文武天皇二年（七〇二）三月に、僧綱の補任が行われた。すなわち『統紀』に、「詔以三惠施法師為三僧正、智淵法師為三少僧都、善住法師為三律師」とある。

ところで僧正に任じた惠施は、孝徳天皇白雉四年に、道昭・定恵らと同船して入唐した学問僧である（帰朝の年月は不明）。法起寺の宝塔は、惠施の造立になるが、<sup>(1)</sup>かの大安寺主であつた惠勢は、<sup>(2)</sup>この惠施と同一人ではなからうか。もしそうであるとすれば、惠施は、大安寺の僧として、僧正に任じたことになる。

僧都に任じた智淵は、惠輪の在俗の時の子であるという。<sup>(3)</sup>この惠輪は、大化元年に十師に任ぜられた惠隣と同一人であろう。惠隣が、慧灌・觀勒などと共に元興寺の九僧正の一人に数えられていることからすれば、智淵も、法興寺につながる僧と考えられるが、しかしこれを決定づける史料はない。むしろ、かれが薬師寺——「皇后體不豫、則為<sub>二</sub>皇后<sub>一</sub>誓願之、初興<sub>三</sub>薬師寺<sub>二</sub>」<sup>(4)</sup>（天武天皇九）——の僧であつたとする伝承を重視すべきであらう。<sup>(4)</sup>

少僧都に任じた善往は、法興寺の僧であつた。<sup>(5)</sup>持統天皇七年（六七三）十一月に、法員・真義らと共に近江国益須郡の醴泉を試飲したことがある。

四年後の大宝二年正月に僧綱補任があり、智淵が僧正、善往が大僧都、弁照が少僧都、僧照が律師に任じた。

飛鳥時代と奈良時代とを結ぶ時期（美術史上のいわゆる白鳳時代）の僧綱については、不明な点が多く、とくにその所属寺院が明らかでない。しかし、かつて法興寺の僧が相承していた僧正・僧都の職も、文武天皇の時代以降、大安寺・薬師寺・興福寺などの僧によつても占められることになり、法興寺の比重は減少して行くことになつた。もちろんこの時期の僧綱は、法務の綱維に当たるとはいえ、すでに榮譽的な存在にすぎなかつた。

文武天皇の大宝元年（七〇一）六月に、道首首名が、撰定を終えたばかりの僧尼令を、大安寺（大官大寺）で説いた。僧尼令二十七箇条の内容に立ち入つて検討する余裕はないが、しかし、その特色が、国家権力による僧尼の統制を目的とし、「仏教が全く信仰から抽象され、単なる取締りの対象に化し終つたことを示す」<sup>(7)</sup>点にあることは、周知の事実である。もともと日本の僧尼（および仏寺）は、その出発点において、親蘇我氏的な立場にあり、従つて、仏教に対して自己

疎外の政策を打ち出して来た天皇側との間には、越えることのできぬ溝があった。そしてこの溝の介在こそ、僧尼令を成立せしめた歴史的背景をなすものであり、かつ僧尼令制定の根本動機でもあった。

しかし僧尼令の撰定に当たり、法興寺の「僧正」に付帯する「仏法興隆」の伝統と地位を、無視することはできなかつた。かくして僧尼令の僧綱は、実際の権限において、京師の僧尼のみを対象としながら、他方、榮譽的には、「徳行あつて能く衆を伏し、道俗の欽仰をうけ、法務の綱維に堪える」ところの中央僧官的な擬制をもつことになつたのである。

飛鳥の京の僧尼たちは、少くとも史上に明らかな限り、三度び全員の参集を命ぜられた。推古天皇三十二年四月に、一悪行僧の非行を口実として、諸寺の僧尼が集められたのは、「法興寺」であり、そしてこの事件を契機として、僧正・僧都らによる「僧尼檢校」が強制的に実施せられ、仏教教団に対する国家統制の第一歩が踏み出された。孝徳天皇大化元年の、蘇我氏滅亡の直後、僧尼が喚び集められたのも、やはり「法興寺」であり、そしてこの時、各寺の「僧尼・奴婢・田畝の実を験す」るための寺主や、「衆僧を教導」する職務をもつ十師が任命せられ、仏教教団に対する国家の主導権が確立した。これから約半世紀後の大宝元年に、大安寺（大官大寺）で僧尼令が説かれ、仏教教団に対する律令国家の法的規制は完成したのである。

大安寺は、天武天皇によつて建てられた大官大寺であるが、ここで僧尼令——僧尼の自由な宗教活動を認めず、かれらを厳重な国家権力の統制支配下に置く——が説かれたことは、はなはだ象徴的である。推古天皇による「僧尼檢校」の意図は、舒明天皇による百済大寺建立、天武天皇の大官大寺造営を経て、約一世紀後の文武天皇の大宝僧尼令の実施によつて法的に達成されることとなつた。

註① 「……至于乙酉年、恵施僧正將竟御願、構立堂塔、丙午年

三月露盤管作」(法起寺塔婆露盤銘)

② 「……以後藤原朝庭御宇天皇 寺主恵勢法師平令鑄鐘之」

(『大安寺伽藍縁起並流記資財帳』)

③ 「僧綱補任」一。

④ ⑤ 『七大寺年表』

⑥ 井上薫氏によれば、大安寺で僧尼令を説いた正七位下道君

首名は、僧尼令の撰修者でもあつた(『古代仏教制度論』『古代社会と宗教』所収)。

⑦ 家永三郎『上代仏教思想史研究』一六一頁以下。

⑧ 「大官大寺」が「大安寺」と改称せられたことについて、

井上薫氏は、『統紀』天平九年四月壬子条に載せる道慈の奏言などにより、その時期を天平九年とすると共に、「大安寺」

の寺名の意味を「扶桑略記」天平十七年条に記すように、

「天下大平、万民安樂之義」に求め、かつこの寺名の改称に道慈が関係している点をあきらかにせられた(「大官大寺から大安寺へ」『続日本紀研究』一の一五)。また田村吉永氏は、

「大官大寺」の寺名の起原を、長安の青龍寺の元の名の「大官道場」に求めると共に、「大安寺」の寺名の起原を、この寺の前身である斉明天皇の飛鳥岡本宮の正殿である「大安殿」に見出し、しかも「大官大寺」「大安寺」および所在地名に由来する「高市大寺」の三名称は、大安寺の平城京移遷直前まで、適宜「別名」として併用されていたことを論じられた

(「高市大寺と大官大寺と大安寺の寺名について」『続日本紀研究』六の九)。(一九六〇・一〇・一一稿)

**A study on the Historical Background of the Est-  
ablishment of the Soni-ryo (僧尼令)**

Encho TAMURA

In spite of persistent oppositions, Buddhism, which reached Japan from PAIKCHE, was accepted by the Soga family. The event that the

Mononobe family, which was one of the strongest powers against Buddhism, was destroyed by the Soga family, not only caused a rapid growth of the influence of the latter, but also ensured the prosperity of Buddhism in Japan. The heads of other families who supported the Soga family embraced Buddhism without hesitation, and the Soga family took the initiative in making Buddhism prosperous. The temple of Hōkōji built by the family at Asuka displayed the greatness of their power both in politics and Buddhism.

Successive emperors, especially from a political consideration, had assumed an attitude of onlookers toward Buddhism for about one century since the introduction of Buddhism into Japan, and as such when the Mononobe family decayed and the general trend turned in favour of Buddhism, the royal family found themselves to be behind the march of acceptance of Buddhism and helplessly isolated from the growing tendency.

The Empress Suiko intended to take the initiative in Buddhism away from the Soga family and for that purpose appointed the officials for control of Buddhist Samgha, and thereby she tried to exercise her influence over it. Her attempt was, however, not successful, because she had no royal temple of her own.

For the first time as an emperor, Jyomei erected a royal temple named "Kudara-daiji", of which mission was to control the Samgha. The mission was, however, not successfully carried out. After the fall of the Soga family, it was taken over to and strongly carried out by Daikan-daiji temple built by the Emperor Tenmu. The temple was nothing but an office for control of the Samgha. Thus monks and nuns, being restricted by the Sōni-ryō (lit. edict for monks and nuns) which was a basic law governing the Samgha, were deprived of freedom in their religious activities and became subjected to the power of the state through the officials for control of the Samgha then called "Sōgō".